

議案第 29 号

松阪市立保育所条例の一部改正について

松阪市立保育所条例（平成 17 年松阪市条例第 119 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 2 月 16 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市立保育所条例の一部を改正する条例

松阪市立保育所条例（平成 17 年松阪市条例第 119 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表松阪市立第一保育園の項定員（人）の欄中「120」を「125」に改め、同表松阪市立第二保育園の項定員（人）の欄及び同表松阪市立白鳩保育園の項定員（人）の欄中「90」を「125」に改め、同表松阪市立東保育園の項定員（人）の欄中「60」を「80」に改め、同表松阪市立大河内保育園の項定員（人）の欄中「70」を「100」に改め、同表松阪市立春日保育園の項定員（人）の欄中「120」を「130」に改め、同表松阪市立つばな保育園の項定員（人）の欄中「40」を「80」に改め、同表松阪市立花岡保育園の項定員（人）の欄中「110」を「120」に改め、同表松阪市立若草保育園の項定員（人）の欄中「100」を「130」に改め、同表松阪市立三郷保育園の項定員（人）の欄中「120」を「130」に改め、同表松阪市立駅部田保育園の項定員（人）の欄中「110」を「130」に改め、同表松阪市立大津保育園の項定員（人）の欄中「90」を「110」に改め、同表松阪市立ひかり保育園の項定員（人）の欄中「120」を「135」に改め、同表松阪市立三雲南保育園の項定員（人）の欄中「150」を「155」に改め、同表松阪市立三雲北保育園の項定員（人）の欄中「150」を「165」に改め、同表松阪市立飯南ひまわり保育園の項定員（人）の欄中「50」を「100」に改め、同表松阪市立飯南たんぼぼ保育園の項定員（人）の欄中「70」を「100」に改め、同表松阪市立やまなみ保育園の項定員（人）の欄中「45」を「90」に改める。

第 3 条中「ことができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができない」を「必要がある」に改め、同条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 就学（職業訓練を含む。）していること。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。